

地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（平成17年総社市規則第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>地方自治法第243条の2の8の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則</u></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8</u>第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1)～(4) 略</p>	<p><u>地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則</u></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2</u>第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。